

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・茶の販売業務の委託	農 政 課
・競争入札の参加者の資格等	総合水産試験場
・保安林の指定の予定	林 政 課
・道路の区域変更	道路維持課
○公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・落札者等	スマート県庁推進課
・一般競争入札の実施	総合水産試験場
・測量の実施（3件）	建設企画課
・都市計画の図書の縦覧（3件）	都 市 政 策 課
◎ 交通局公告	
・契約者等	総 務 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員指導教育責任者講習の実施	生活安全企画課
・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	運転免許管理課
◎ 有明海自動車航送船組合公告	
・有明海自動車航送船組合職員採用試験（社会人）の実施	有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第430号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり茶の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年7月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和6年5月10日
- 2 受託者の所在地及び氏名
所在地 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1783-1
氏 名 西九州茶農業協同組合連合会 代表理事長 大島 信之
- 3 委託事務
長崎県農林技術開発センター果樹・茶研究部門において生産された茶の販売業務
- 4 委託期間 令和6年5月10日から令和6年12月28日まで

長崎県告示第431号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年7月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

漁業調査船（鶴丸）定期検査及び補修工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等**(1) 申請の時期**

この告示の日から令和6年8月19日午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和6年7月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

大村市中岳町1071の1、1071の5、1072の1、1092の1、1092の3（次の図に示す部分に限る。）、1099の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

中岳町1072の1・1092の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 鹿見港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上県町鹿見字取越301番7地先から 対馬市上県町鹿見字取越309番39地先まで	前	7.4~41.0	103.8	
	後	7.5~41.0	103.8	

長崎県告示第434号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、令和6年8月1日から適用する。

令和6年7月26日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																													
1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい	1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい																																													
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>取扱部局又はかい</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行 県庁支店</td><td>長崎市尾上町</td><td>各部局、<u>長崎警察署</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行 佐世保本店営業部</td><td>佐世保市島瀬町</td><td>佐世保警察署</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行 浜田町支店</td><td>佐世保市浜田町</td><td>県北振興局、東彼・北松福祉事務所、<u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校</u></td></tr></table>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八親和銀行 県庁支店	長崎市尾上町	各部局、 <u>長崎警察署</u>	略			十八親和銀行 佐世保本店営業部	佐世保市島瀬町	佐世保警察署	略			十八親和銀行 浜田町支店	佐世保市浜田町	県北振興局、東彼・北松福祉事務所、 <u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校</u>	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>取扱部局又はかい</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行 県庁支店</td><td>長崎市尾上町</td><td>各部局</td></tr><tr><td>十八親和銀行 北支店</td><td>長崎市五島町</td><td><u>長崎警察署</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行 佐世保本店営業部</td><td>佐世保市島瀬町</td><td><u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校、佐世保警察署</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行 浜田町支店</td><td>佐世保市浜田町</td><td>県北振興局、東彼・北松福祉事務所</td></tr></table>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八親和銀行 県庁支店	長崎市尾上町	各部局	十八親和銀行 北支店	長崎市五島町	<u>長崎警察署</u>	略			十八親和銀行 佐世保本店営業部	佐世保市島瀬町	<u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校、佐世保警察署</u>	略			十八親和銀行 浜田町支店	佐世保市浜田町	県北振興局、東彼・北松福祉事務所
名称	位置	取扱部局又はかい																																												
略																																														
十八親和銀行 県庁支店	長崎市尾上町	各部局、 <u>長崎警察署</u>																																												
略																																														
十八親和銀行 佐世保本店営業部	佐世保市島瀬町	佐世保警察署																																												
略																																														
十八親和銀行 浜田町支店	佐世保市浜田町	県北振興局、東彼・北松福祉事務所、 <u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校</u>																																												
名称	位置	取扱部局又はかい																																												
略																																														
十八親和銀行 県庁支店	長崎市尾上町	各部局																																												
十八親和銀行 北支店	長崎市五島町	<u>長崎警察署</u>																																												
略																																														
十八親和銀行 佐世保本店営業部	佐世保市島瀬町	<u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校、佐世保警察署</u>																																												
略																																														
十八親和銀行 浜田町支店	佐世保市浜田町	県北振興局、東彼・北松福祉事務所																																												

略	略														
2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置	2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>十八親和銀行北支店</td><td>長崎市五島町</td></tr><tr><td>十八親和銀行住吉支店</td><td>長崎市中園町</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	十八親和銀行北支店	長崎市五島町	十八親和銀行住吉支店	長崎市中園町	略	略	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>十八親和銀行住吉支店</td><td>長崎市中園町</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	十八親和銀行住吉支店	長崎市中園町	略	略
名称	位置														
十八親和銀行北支店	長崎市五島町														
十八親和銀行住吉支店	長崎市中園町														
略	略														
名称	位置														
十八親和銀行住吉支店	長崎市中園町														
略	略														
3 及び 4 略	3 及び 4 略														

公 告

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年7月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の名称
長崎県行政事務専用回線網利用契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和6年6月28日
- 5 落札者
長崎県長崎市出島町11番13号
西日本電信電話株式会社 長崎支店 支店長 瀬戸口 浩
- 6 落札価格
88,296,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
令和6年5月17日
- 8 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和6年7月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
漁業調査船（鶴丸）定期検査及び補修工事
 - (2) 業務の仕様等
仕様書による。
 - (3) 履行期間
令和6年9月9日から令和6年10月29日まで
 - (4) 履行場所
受注者が所有する造船所
 - (5) 入札の方法

- ア 入札参加者は、競争入札参加資格審査結果通知書の写しを表封筒に入れ、入札書の中封筒に入れて持参又は郵送により提出すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立会いのもとに、再度、再々度の入札を行うので入札者は出席すること。なお、立ち会う者が代理人の場合、委任状を持参すること。
- エ 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）に定める様式によること。

(6) 最低制限価格

設けない。

(7) 低入札価格調査制度

適用しない。

2 入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号。以下「告示」という。）に定める資格を有する者で、営業品目が告示の品目区分表の「車両・船舶類」のうち、品目が「船舶」又は「船舶修理」のいずれかであること。
- (4) 当該船舶が修繕可能かつ安全に上架できる施設並びに本船船員の宿泊が可能な施設（ドックハウス等）を確保でき、仕様書に示す業務を履行可能な者であること。
- (5) この公告の日から10の開札までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) この公告の日から10の開札までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和6年8月19日 午後5時

4 競争入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、2の(4)を確認できる関係書類を令和6年8月19日午後5時までに5の部局に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。提出書類の詳細は、入札説明書による。なお、期限までに関係書類を提出しない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

（住所）〒851-2213 長崎市多以良町1551-4

（名称）長崎県総合水産試験場管理部総務課

（電話）095-850-6293

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- (2) 入札説明書の交付場所は5の部局とし、交付期間は、この公告の日から令和6年8月19日まで（県の休日を除く。）の間で、かつ、時間は、午前9時から午後5時までの間とする。
- (3) 入札説明書の交付の請求は、直接又は郵送によることとし、電話及びファクシミリによる請求は認めない。なお、郵送で請求する場合は、250円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒を同封し、5の部局に対し、期間内必着となるよう請求すること。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書（郵送又は事前提出する場合）の提出場所及び受領期限等

（提出場所）長崎県総合水産試験場管理部総務課

（受領期限）令和6年9月2日 午後5時

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により、受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10 開札の日時及び場所

（日時）令和6年9月3日 午前11時

（場所）長崎県総合水産試験場本館棟1階研修室

開札の結果、落札者が決定しない場合は、入札者の立会いのもとに、再度、再々度の入札を行うので、入札者は出席すること。なお、立ち会う者が代理人の場合、委任状を持参すること。また、開札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、同規模以上の、船舶の建造又は修繕に係る契約を2回以上締結し、それを証明するもの（2件）を提出する場合。なお、規模については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し、判断すること。

㍿ 3,000万円以上

㍿ 1,000万円以上3,000万円未満

㍿ 1,000万円未満

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、同規模以上の、船舶の建造又は修繕に係る契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの（2件）を提出する場合。なお、規模については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し、判断すること。

㍿ 3,000万円以上

㍿ 1,000万円以上3,000万円未満

㍿ 1,000万円未満

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(8)までに掲げる規定に該当して無効となる入札を行った者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 落札決定の取消し

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- 1) Nature of the services required:
Periodic inspection and repair work of the fisheries research boat (Tsurumaru)
- 2) Period of implementation:
From September 9th, 2024 to October 29th, 2024
- 3) Place of implementation:
Shipyard owned by the order receiver
- 4) Deadline for submission of tender:
5pm on September 2nd, 2024
- 5) Point of contact:
General Affairs Division, Administration Department, Nagasaki Prefectural Institute of Fisheries

1551-4 Taira-machi, Nagasaki City 851-2213
TEL: 095-850-6293

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎港湾漁港事務所長から公共測量（3級基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 6 年 7 月 26 日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県 長崎市 宮崎町	令和 6 年 7 月 29 日から 令和 6 年 10 月 28 日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 6 年 7 月 26 日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
島原市有明町	令和 6 年 7 月 29 日から 令和 6 年 12 月 17 日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 6 年 7 月 26 日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市大荒町、富江町（一部）	令和 6 年 7 月 31 日から 令和 6 年 10 月 11 日まで

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 26 日

長崎県知事 大石 賢吾

- 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）地区計画（川口町地区計画）（長崎市決定）
- 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年7月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
高島都市計画（長崎国際文化都市建設計画）公園（3・3・2号 西海岸公園）（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年7月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
高島都市計画（長崎国際文化都市建設計画）公園（4・4・1号 中ノ島公園）（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

交 通 局 公 告**契約者等（公告）**

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和6年7月26日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油 890キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（電話）095-822-5141
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年6月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
（氏名）南国殖産株式会社 長崎支店 支店長 大江 正一郎
（住所）長崎県長崎市茂里町1番46号
- 5 随意契約に係る購入単価
128,020円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

公安委員会告示**長崎県公安委員会告示第37号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、

次のとおり公示する。

令和6年7月26日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に掲げる警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 講習の種別

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期日

- (1) 新規取得講習
令和6年9月9日（月）から同月13日（金）までの5日間
- (2) 追加取得講習
令和6年9月12日（木）から同月13日（金）までの2日間

4 実施場所

長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館

5 受講定員

- (1) 新規取得講習
20人
- (2) 追加取得講習
10人

6 受講対象者

- (1) 新規取得講習
次のいずれかに該当する者
ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、この告示の公示の際現に2号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上であるもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、この告示の公示の際現に2号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該検定に合格した後、継続して1年以上であるもの
 - (2) 追加取得講習
2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの
- 7 受講申込手続
- (1) 申込期間
令和6年8月5日（月）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。）の間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。
 - (2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

- ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署
- イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

- ㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通
- ㊧ 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通
 - a 6(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

- ㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通
- ㊧ 2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)のaからeまでに掲げる書面 1通

8 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

- ア 新規取得講習
3万8,000円
- イ 追加取得講習
1万4,000円

(2) 納付方法

受講申込み時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会
長崎市万屋町2番21-211号

10 その他

(1) 講習関係

- ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。
なお、受付時には、運転免許証等の身分証明書を提示すること。
- イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
- ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(2) 問合せ先

- ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）

長崎県公安委員会告示第38号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和6年7月26日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）
- (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査
法第99条の2第4項第2号に規定する者
- (2) 教習指導員審査
法第99条の3第4項第2号に規定する者

3 審査の実施日時

令和6年8月27日（火）から同月30日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

- ㊦ 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）並びに教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- ㊧ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- ㊨ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）
- ㊩ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）
- ㊪ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- ㊫ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）
- ㊬ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に規定する審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

- | | |
|-------------------|---------|
| ㊦ 大型免許・中型免許・準中型免許 | 23,400円 |
| ㊧ 普通免許 | 19,500円 |
| ㊨ 第二種免許 | 21,500円 |
| ㊩ その他の免許 | 14,700円 |

イ 教習指導員

- | | |
|-------------------|---------|
| ㊦ 大型免許・中型免許・準中型免許 | 14,550円 |
| ㊧ 普通免許 | 11,850円 |
| ㊨ 第二種免許 | 12,450円 |
| ㊩ その他の免許 | 9,650円 |

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示の日から令和6年8月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 その他

(1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。ただし、大型特殊自動車、牽引自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車のAT車を除く。

(2) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

区 分 種 類	免 種	審 査 細 目
技 能 検 定 員	第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指 導 員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

有明海自動車航送船組合公告

有明海自動車航送船組合職員採用試験（社会人）の実施（公告）

令和6年度有明海自動車航送船組合職員採用試験（社会人）の実施について、次のとおり告知する。

令和6年7月26日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職 務 内 容
職務基礎力試験	有明海自動車航送船組合事業部における総務、営業、運航管理等の一般事務

2 給与

初任給は、採用される人の職務経験等に応じて決定する。

3 受験資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 昭和45年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者
 - (2) 平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に民間企業等における職務経験が通算して5年以上ある者
- ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者はこの試験を受験できない。

4 第1次試験

- (1) 試験種目
職務基礎力試験（職務能力試験及び職務適応性検査）
- (2) 試験の実施日
令和6年9月22日（日）
- (3) 試験地
長崎県雲仙市
- (4) 第1次試験合格者発表
令和6年10月中旬に多比良港及び長洲港のフェリーターミナル並びにホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に書面で通知する。

5 第2次試験

- (1) 試験種目
人物試験（個別面接）及び作文試験
- (2) 試験の実施日及び試験場所
第1次試験合格者に別途通知する。

6 最終合格者発表

合格者は別途書面で通知する。

7 受験手続

- (1) 試験案内及び受験申込書の入手方法
郵便によって請求する。請求方法は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、有明海自動車航送船組合事業部総務課あて郵送する。
- (2) 受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、封書（簡易書留扱い）にて有明海自動車航送船組合事業部総務課に郵送すること。
- (3) 申込受付期間
令和6年8月1日（木）から令和6年8月23日（金）までの必着とする。

8 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、有明海自動車航送船組合事業部総務課に行うこと。

有明海自動車航送船組合 事業部総務課

郵便番号 859-1311 長崎県雲仙市国見町土黒甲2-28

電話 0957-78-3358

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト